

新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業により補充が必要な授業時数・実施計画等の調査が行われています。補充については、下記（補足）のとおり示されており、授業時数確保のためだけに必要以上に補充を行う必要はありません。予想されている第2波、第3波への対応を含め、子どもたちの学びの保障について議論していく必要があります。

（県教委通知） 提出期限 6月4日(木)

内容

1. 臨時休業に伴い実施できなかった授業の総時数（5月31日まで）
2. 補充が必要な授業の総時数（5月31日まで）
3. 補充のための授業実施計画（総時数）（年度末まで）
4. 活用予定の夏季休業日数
5. 活用予定の土曜日数
6. 活用予定の冬季休業日数
7. 精選する行事
8. 工夫する時間割編成
9. その他工夫すること
10. 一部休業期間（5月21日～5月31日）における登校・授業形態について

補足

「学びの保障」の方向性について（県教委通知より）

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、標準授業時数を下回った場合には、そのことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされない

①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くもの

②家庭学習における学習状況及び成果を適切に把握することが可能

①、②の要件を満たして、学習状況及び成果を確認した結果、定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、再開後に対面指導で取り扱わないことができる

5月8日県教委折衝より

回復が必要な授業時数は生徒の実態に応じて、学校によって異なると考えているので、回復するために必要な時数を県として一律に指導することは考えていない

非常勤講師の勤務について（5月27日県教委問い合わせ）

夏季休業中、土曜日について、必要であれば講師の方の意向を確認した上で勤務をお願いすることもあるかと思う。6月議会の補正予算で要望しているところ。（現状は予算の確約はできていない）